

お試し移住体験ハウス管理の決まり

(目的)

第1条 黒松内町（以下「町」という。）への移住、二地域居住、シーズンステイ希望者等が一定期間町での生活体験をできる場を提供するため、お試し移住体験ハウスを管理・運営し、町への移住等が推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この決まりにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町又はブナ里二地域交流居住システム構築可能性調査研究会（以下「二地域研究会」という。）の移住担当窓口を通じて移住、二地域居住、シーズンステイ等しようとする者。

(2) お試し移住体験ハウス 寝具、寝巻、タオル、爪切りなどの衛生用品及び洗剤、ティッシュペーパーなどの消耗品を除いた、家具、電化製品、什器などを完備し、着の身着のまま移住生活を体験できる住宅。

(種類及び位置)

第3条 施設の位置は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 和風型 黒松内町字黒松内 407 番地 3

(2) 洋風型 黒松内町字黒松内 407 番地 3

(使用申込み)

第4条 施設を使用しようとする移住希望者（以下「使用者」という。）は、予め施設の使用について、二地域研究会事務局（町企画環境課）に予約しなければならない。

2 予約は使用開始日の1年前からできる。

3 事務局職員は、予約の受付後直ちにお試し移住体験ハウス予約受付簿（別記様式第1号。以下「予約簿」という。）にその旨を記載しなければならない。

4 使用者は、施設を使用する際、お試し移住体験ハウス使用申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）を、会長に提出しなければならない。この場合において、使用者は全員が民法（明治31年法律第9号）第725条に規定する親族でなければならない。

(使用許可)

第5条 会長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し使用に問題がないと認めた場合、お試し移住体験ハウス使用許可書（別記様式第3号。以下「許可書」という。）を、使用者に交付しなければならない。この場合において、会長は施設の管理運営上必用と認める場合、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 使用者は、前条の規定による許可書の交付を受けたときは、次の表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、止むを得ない事情により会長が特に認めた場合は、この限りでない。

種 類	時 期	単 位	料 金
和 風 型 洋 風 型	通年	1 か 月	1 5 0, 0 0 0 円
		2 日 間 (1泊2日)	1 2, 0 0 0 円
		※以降、泊数が増えるごとに 6, 0 0 0 円を追加する	
	(参考) 1 週 間 (6泊7日)	4 2, 0 0 0 円	
	1 0 日 間 (9泊10日)	6 0, 0 0 0 円	
	2 0 日 間 (19泊20日)	1 2 0, 0 0 0 円	

2 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、会長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

3 前項の規定により使用料を還付する場合及び還付割合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災事変、使用者又は親族の疾病、その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 使用未済期間の日割りで100分の100

(2) 会長が特に必要と認め、使用許可期間を短縮した場合 使用未済期間の日割りで100分の100

(3) その他止むを得ない事情により会長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

4 使用料には、施設の使用に伴う灯油代、電気料、プロパンガス使用料、水道料、下水道料、NHK受信料、インターネット料金（和風型及び洋風型のみ）を含む。ただし飲食費並びに寝具、寝巻、タオル、爪切りなどの衛生用品及び洗剤、ティッシュペーパーなどの消耗品は、使用者の負担とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用者は、前条第1項に規定する使用料を納めた後に、当該施設の鍵（以下「鍵」という。）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに会長にその旨を報告しなければならない。

(2) 使用者は、火気の取扱に注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(3) 使用者は、施設の周りの除草や除雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

(4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。

(5) 使用者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに清掃して施設を原状に復し、当該施設の鍵を返却すること。

(6) その他、施設の使用に関し必用な事項。

(行為の制限)

第8条 施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申請書に記載した使用者以外のものを宿泊させること。

(2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

(3) 興行を行うこと。

(4) 展示会、その他これに類する催しをすること。

(5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

(6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(9) その他施設の使用にふさわしくない行為。

(許可の取消)

第9条 会長は、使用者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第5条の規定による使用許可を取消することができ、この場合お試し移住体験ハウス使用許可取消通知書（別記様式第4号。以下「取消通知書」という。）を、当該使用者に交付しなければならない。

(使用期間)

第10条 施設の使用開始時間は、原則として初日の午後3時00分以降、施設の使用終了時間は、原則として最終日の午前11時00分までとする。

(使用の延長)

第11条 使用者は、使用期間が満了するに当たり、その後に第4条第1項の規定による予約がない場合に限り、延長使用することができる。

2 第4条から第9条までの規定は、前項の延長使用に準用する。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第12条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により会長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項前段の規定による施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちにお試し移住体験ハウス破損（汚損、滅失）届（別記様式第5号）により会長に報告しなければならない。

（事故免責）

第14条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、二地域研究会はその責任を追わないものとする。

（その他）

第15条 この決まりに定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この決まりは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この決まりは、令和2年10月31日から施行する。